農業機械技術クラスター事業
契約等の手続きについて

令和７年７月
（令和７年度以降採択課題用）

国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構
農業機械研究部門

目　　次

１．はじめに　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２

２．クラスター事業における課題化の流れと契約方式について　・・・・　２

（１）課題化の流れ　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２

（２）研究開発プロジェクトの分類　・・・・・・・・・・・・・・・・・　３

（３）契約方式　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３

（４）コンソーシアム設立及び代表機関　・・・・・・・・・・・・・・・　４

（５）管理運営機関の設置　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４

（６）公募から契約までの流れ　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５

３．コンソーシアム設立手続き　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６

４．契約締結後から委託費支払までの事務の流れ　・・・・・・・・・・　８

（１）委託費精算払の場合　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８

（２）委託費概算払の場合　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０

○　委託契約書等の参考様式・ひな形について　・・・・・・・・・・・・１２

○　本契約手続きに関するお問合せ先　・・・・・・・・・・・・・・・・１２

１．はじめに

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構農業機械研究部門（以下「農機研」という。）では、農業機械等の先端・基盤研究、安全研究、担い手ニーズに応じた開発改良研究のために、農業機械技術クラスター（以下「クラスター事業」という。）を設立しました。このクラスター事業で検討し、立ち上げた研究開発課題「農業機械技術クラスターの研究開発プロジェクト」の委託事業を複数の機関が共同で行う場合、それぞれの機関との間で契約を締結するのではなく、研究開発コンソーシアムを設立していただき、そのコンソーシアム全体と一括で契約を締結することとしております。

この『契約等の手続きについて』は、研究開発コンソーシアムが委託事業を実施しようとする際の手続き等について、ご説明するものです。

２．クラスター事業における課題化の流れと契約方式について

（１）課題化の流れ

クラスター事業では、様々な方面からの継続的又は緊急的な現場ニーズ・開発要望及び研究機関や民間企業からの技術提案を募集します。これらの中から、技術的に実用化の可能性のある案件を絞り込み、さらにその中から製造企業との連携や地域でのバックアップ体制等の社会実装可能性について精査を行います。精査した案件については、農業機械技術検討委員会[注１）]で助言を受けたうえで課題化し、参画する機関を公募（年２回予定）します。応募については、公募要領に従ってください。委託先選定委員会[注２）]の審査を経て委託契約を締結し、課題がスタートします。（図１）

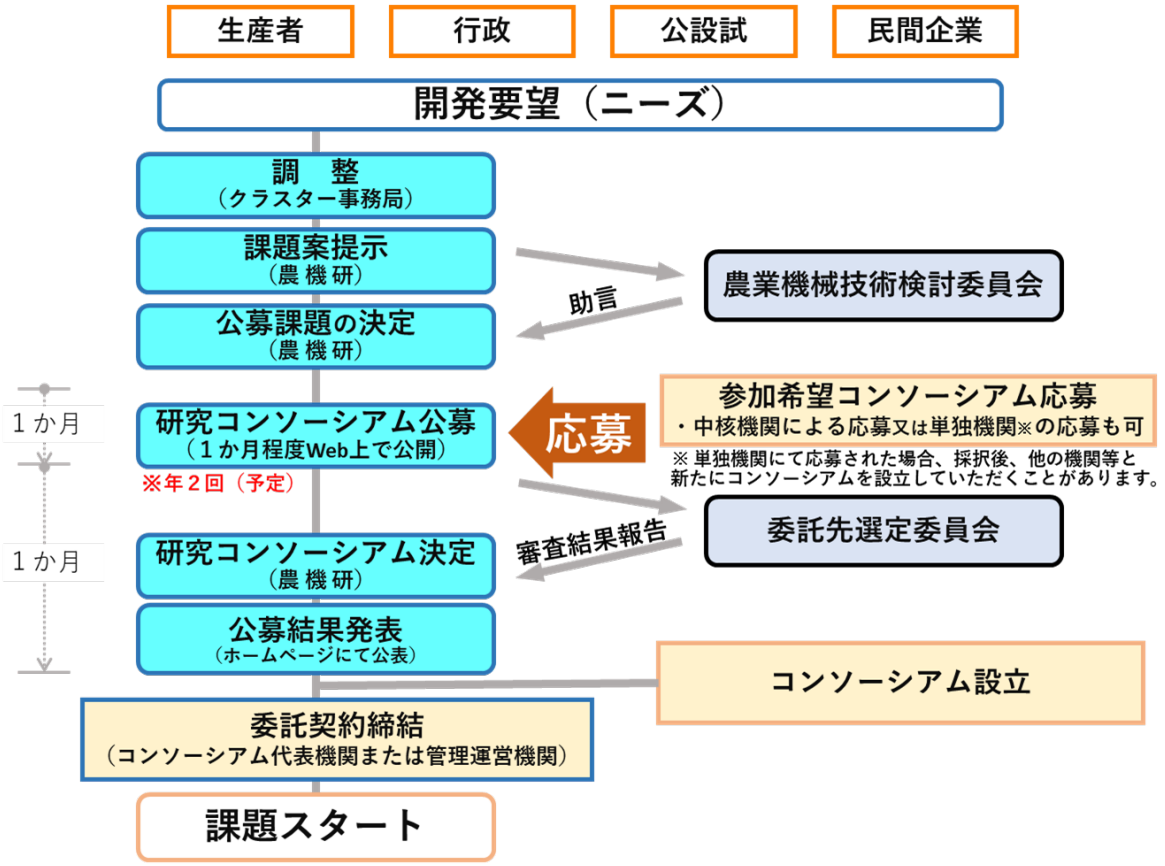

図１　課題化の流れ

注１：農業機械技術検討委員会とは、クラスター事業の適正な運営、農業機械化に関する現場課題の解決促進等を図るため設置された委員会で、生産者、流通関係者、関係団体、有識者等で構成されます。
注２：委託研究の競争性、透明性を確保して審査されるために設置された外部委員を含めた審査委員会です。

（２）研究開発プロジェクトの分類

クラスター事業で取組む課題は次の４タイプです。予算規模は課題によって異なります。

①地域農業機械化支援タイプ：地域固有の農業機械等開発、期間３年

②革新コア技術実用化タイプ：開発を加速化するための革新的な実用化技術開発、期間３年

③次世代革新基盤技術タイプ：次世代の革新的な機械・装置の萌芽となる技術開発、期間５年

④新技術導入効果実証タイプ：農作業安全の研究成果やクラスター事業において開発した機器の現場導入における効果を実証、期間３年以内

（３）契約方式

クラスター事業における契約は、委託契約方式にて行います。原則として、研究開発コンソーシアム（図２）を設立していただき、農機研所長と代表機関との間で委託契約を締結することとしています。

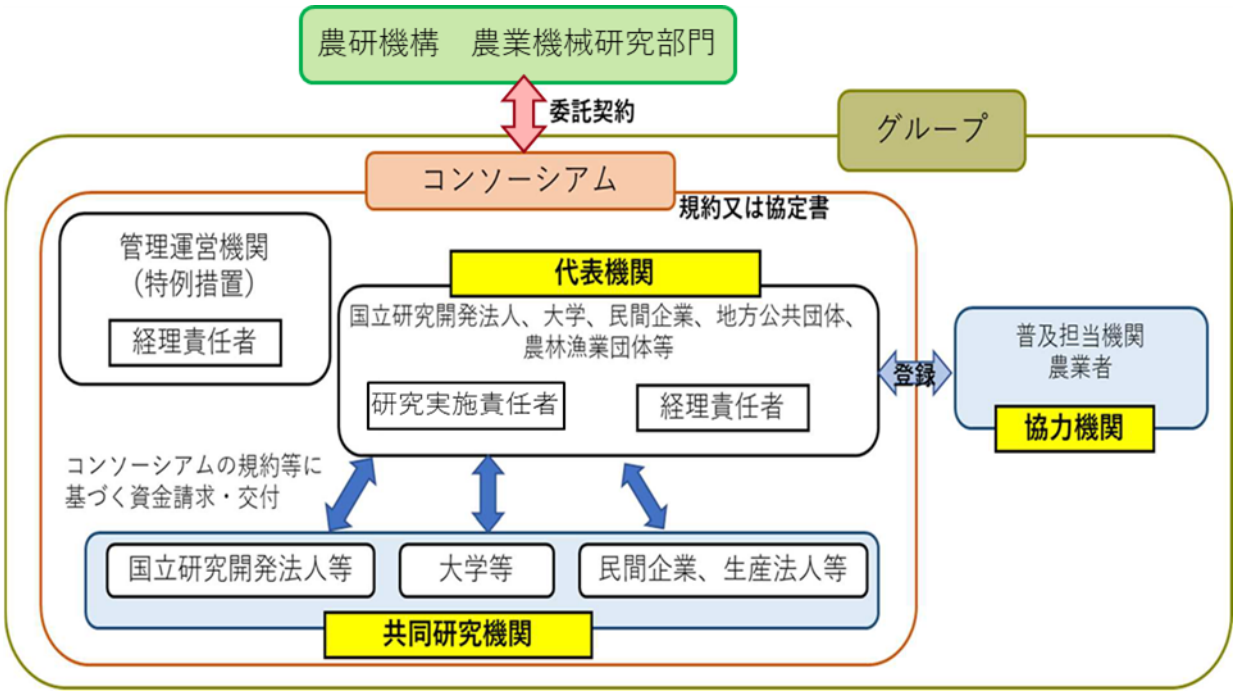

図２　コンソーシアムの形態

（４）コンソーシアムの設立及び代表機関

研究開発の実施に当たって、国立研究開発法人、大学、民間企業、公設試、地方公共団体、生産法人等で研究開発コンソーシアムを設立してください。コンソーシアムには代表機関を設置する必要があり、主な業務は以下のとおりです。

① 農機研との委託契約の締結
② 農機研へ委託事業に係る資金の請求及びその受領
③ コンソーシアムの共同研究機関（以下「構成員」という。）への資金配布
④ 農機研との委託契約の変更・中止申請
⑤ コンソーシアムにおける委託事業に係る委託経費使用についてのコンプライアンスの確保、委託経費の適正な執行管理
⑥ 知的財産権の研究成果に関し、構成員に特許権等の取得を促すこと
⑦ 農機研への成果報告書、特許権等出願（ただし、コンソーシアム解散後は各権利者が直接実施）、許諾に係る事前申請書等委託契約書に基づく各種報告書及び事前申請書の提出
⑧ 構成員から提出された実績報告書（収支決算等）の内容確認、取りまとめ
⑨ 農機研への実績報告書（収支決算等）の提出
⑩ 委託事業の成果の普及・活用状況についてのフォローアップ調査に係る報告

（５）管理運営機関の設置

本事業では、農機研が必要と認めた場合に限り、代表機関とは別に、農機研との委託契約業務や経理執行業務を担う機関（以下「管理運営機関」という。）を設置できます。

① 管理運営機関を設置できる例

ア 代表機関が地方公共団体等で、研究課題の実施に当たって事前に予算措置を要する等の特殊性から契約等の手続きを行うことが困難と認められる場合

イ 代表機関やコンソーシアムの構成により、委託契約の締結が著しく遅延するおそれがあると認められる場合

② 管理運営機関の要件

管理運営機関は、以下の全ての要件を満たすことが必要です。

ア 国内に設置された機関であり、法人格を有すること。個人は管理運営機関となることはできません。

イ 事業を推進するに当たり、適切な管理運営を行う能力・体制を有していること。具体的には、以下のａからｃまでの全ての能力・体制を有していること。

ａ 農機研との委託契約を締結できる能力・体制

ｂ 知的財産に係る農機研への事務手続き及び管理を行う能力・体制

ｃ 事業費の執行において、区分経理処理、経理責任者の設置及び複数の者による経費執行管理等、適正な経費執行を行う能力・管理体制（研究開始までに体制整備が確実である場合を含む。）

ウ 公的機関との委託契約の実績を有する等、委託契約手続きをスムーズに行うことができること。

なお、この措置は特例措置であることから、希望する場合は理由を研究実行計画提案書に記載していただくとともに、代表機関の経理統括責任者の承認を必要とします。

（6）公募から契約までの流れ

公募から契約までの流れの概要は、下図のようになります。

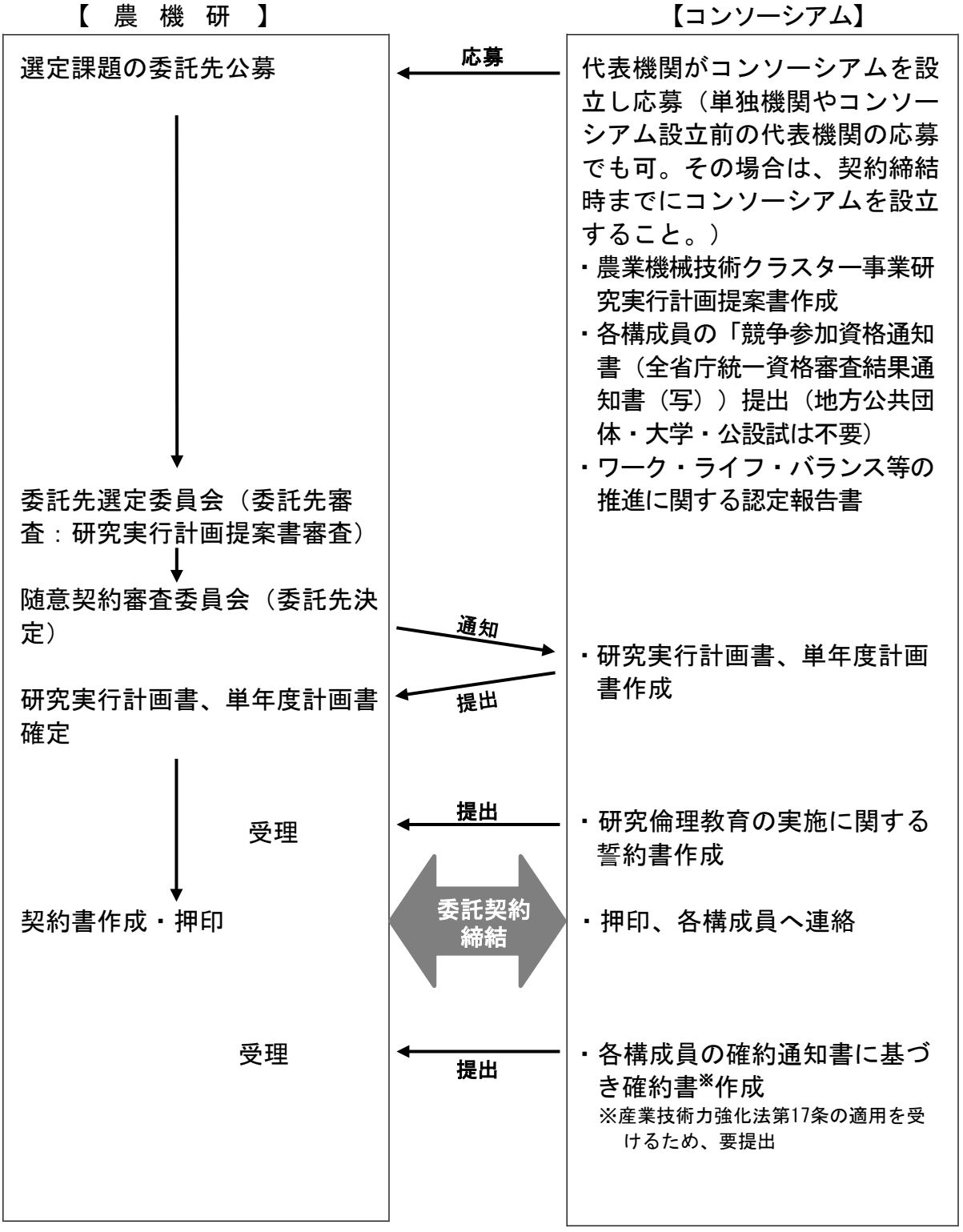

３．コンソーシアム設立手続き

クラスター事業で実施することとされた研究課題は、原則としてコンソーシアムを設立していただき、コンソーシアムで実施することになります。同コンソーシアムの設立に必要な手続きは以下のとおりです。

（１）コンソーシアムの代表機関の決定

当該コンソーシアムの代表機関を決定していただき、２（４）に記載した業務を行っていただきます。

（２）コンソーシアム名決定

（３）コンソーシアムの設立

次の２方式があります。いずれかの方法でコンソーシアムを設立してください。設立後、コンソーシアム内で合意した規約等（又は協定書）の写しを農機研へ提出してください。

ⅰ）規約方式

委託事業を実施すること等について規約を策定し、研究開発コンソーシアムを構成する機関の同意を得る方式（図３）

ⅱ）協定書方式

委託事業を実施すること等について研究開発コンソーシアムを構成する機関が協定書を交わす方式（図４）

（４）研究実行計画書及び単年度計画書の提出

採択後は、速やかに農機研の研究代表者と密に連携して、事業実施のための研究実行計画書を、農業機械技術検討委員会等の意見も踏まえ作成するとともに、単年度計画書を作成して提出していただきます。

（５）管理口座の開設

コンソーシアムの資金管理を代表機関（管理運営機関を設置した場合は、管理運営機関。以下「代表機関等」という。）の管理口座とは別にして行う場合には、管理口座の開設が必要になります。

（コンソーシアムの資金管理を代表機関等の既設の管理口座で専用に行う場合には、新たな管理口座の開設は不要です。）

（６）管理口座の届出

農機研から資金を交付するために管理口座の届出をしていただきます。

（７）研究倫理教育の実施に関する誓約書提出

委託業務は、農林水産省所管の研究資金に係る研究活動の不正行為への対応ガイドライン（平成18年12月15日付け18農会第1147号農林水産技術会議事務局長、林野庁長官、水産庁長官通知）に示す研究倫理教育を受けた研究者により実施する必要があり

ます。各構成員において研究倫理教育を実施し、研究倫理教育の実施に関する誓約書を代表機関等を通じて、契約締結時までに農機研へ提出してください。

（８）契約締結［農機研］⇔［コンソーシアム］

クラスター事業委託契約書（以下「委託契約書」という。）により、農機研とコンソーシアムとの間で契約を締結させていただきます。

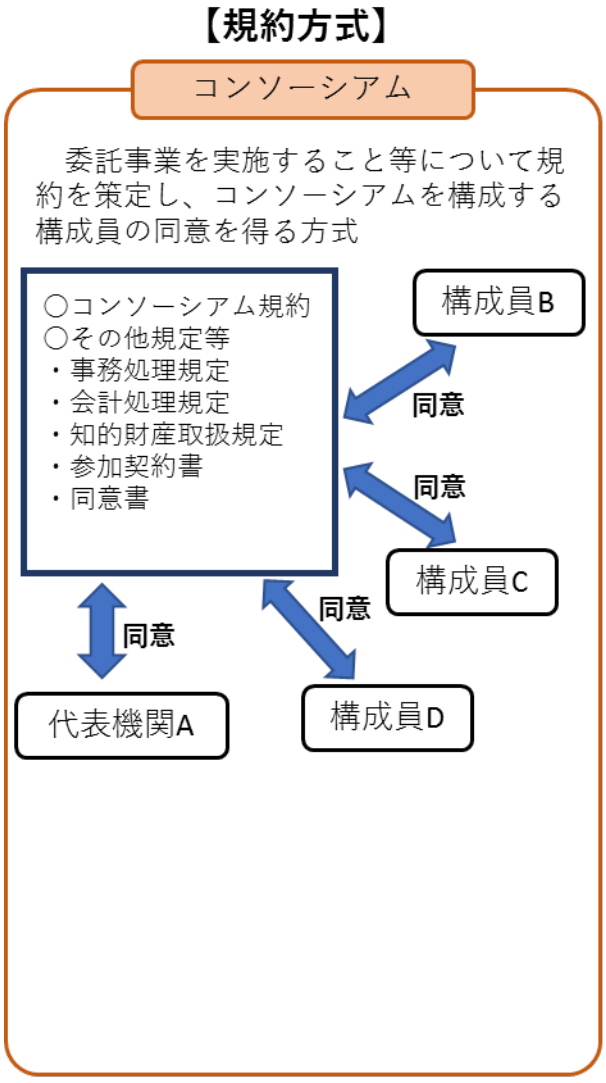

図３　規約方式

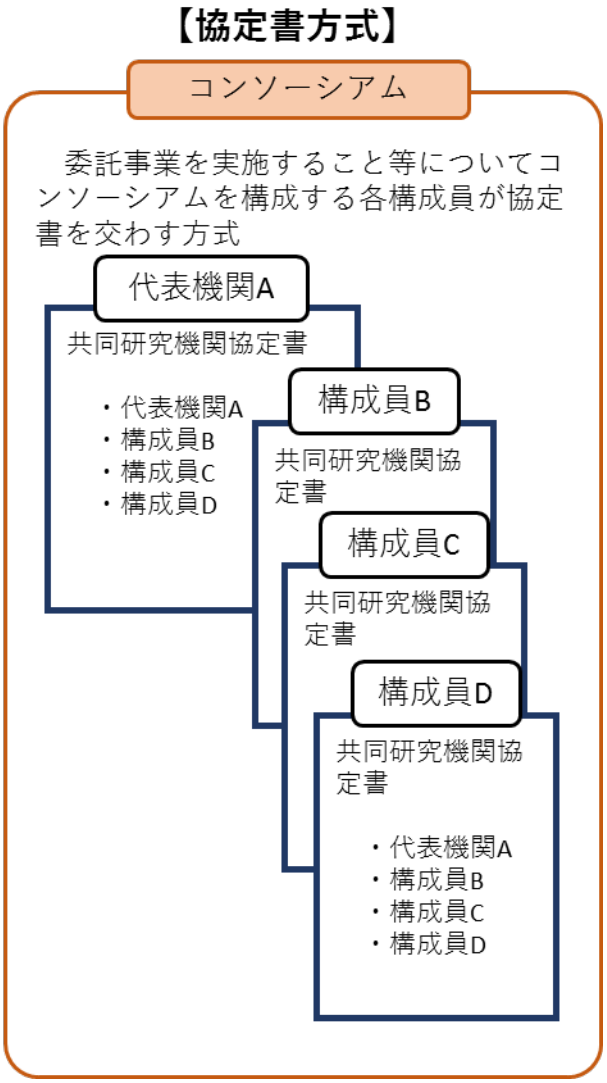

図４　協定書方式

４．契約締結後から委託費支払までの事務の流れ

（１）委託費精算払の場合

事務の流れの概要は下図のようになります。

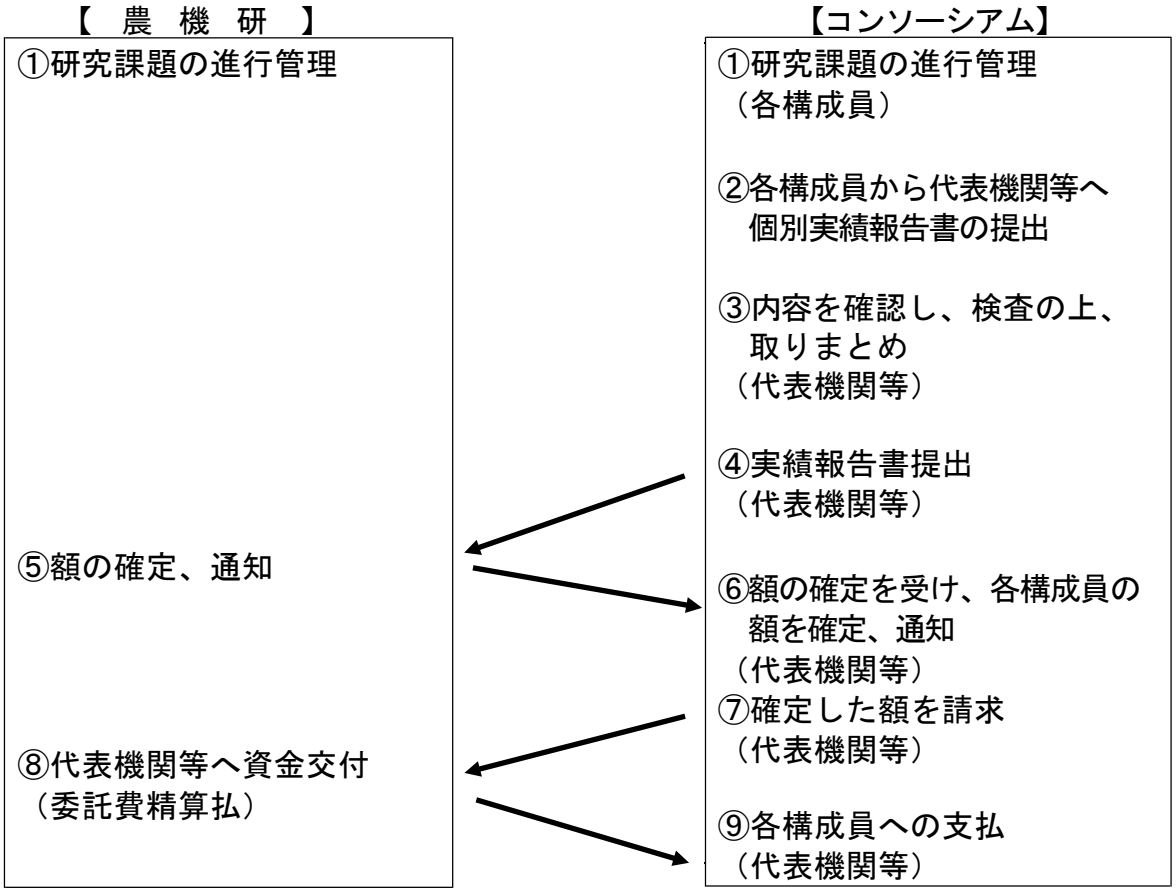

①研究課題の進行管理［農機研］［コンソーシアム］

コンソーシアム代表機関の研究実施責任者には、コンソーシアム内の連携体制を整備し、研究課題の進捗状況の整理、委託事業実施計画案の作成等にご協力いただきます。また、農機研の研究代表者と連携して、各種（計画、現地、成績等）検討会等の進捗管理に必要な会議を実施していただきます。なお、農機研が開催する農業機械技術クラスター関連会議に参加いただくことがあります。

②各構成員から代表機関等へ実績報告書の提出［コンソーシアム］

毎年度末、代表機関等から農機研に対して実績報告書を提出いただくに当たり、あらかじめコンソーシアム内で決められた期限までにコンソーシアムを構成する各構成員から代表機関等へ個別実績報告書を提出していただきます。（その手続き等については、コンソーシアム内での取決めに従ってください。）

※各構成員から代表機関等に提出の際には、各構成員において十分に内容を確認してください。

③代表機関等で実績報告書の内容を確認、取りまとめ［コンソーシアム］

代表機関等では、各構成員から提出された個別実績報告書（帳簿等の裏付けとなる資料を含む。）の内容を確認し、自らの個別実績報告と合わせて取りまとめ、実績報告書を作成していただきます。

④代表機関等から農機研へ実績報告書の提出［コンソーシアム］

委託契約書に基づき、当該年度の実績報告書（帳簿等の裏付けとなる資料を含む。）を農機研に提出していただきます。

⑤額の確定、通知［農機研］

農機研では、提出いただいた実績報告書及び帳簿等の関係資料に基づき、内容を精査し、額の確定手続きを行い、代表機関等に対して確定額を通知します。

⑥各構成員の額の確定、通知［コンソーシアム］

農機研から額の確定通知を受けた代表機関等には、コンソーシアムを構成する各構成員に対して額の確定、通知を行っていただきます。

⑦委託費請求［コンソーシアム］

農機研から通知された確定額に基づき、代表機関等は農機研へ請求を行います。

⑧委託費精算払［農機研］

代表機関等から農機研へ提出いただいた請求書に基づき、資金交付（委託費の支払）を行います。

⑨各構成員への支払［コンソーシアム］

コンソーシアム内の各構成員への支払については、コンソーシアムの取決めに従ってください。

※以上の手続きのうち、コンソーシアム内の②実績報告書の提出、③内容の確認、取りまとめ、⑥額の確定、通知等の事務手続きについては、コンソーシアム内で決めていただいて構いません。

（２）委託費概算払の場合

事務の流れの概要は下図のようになります。

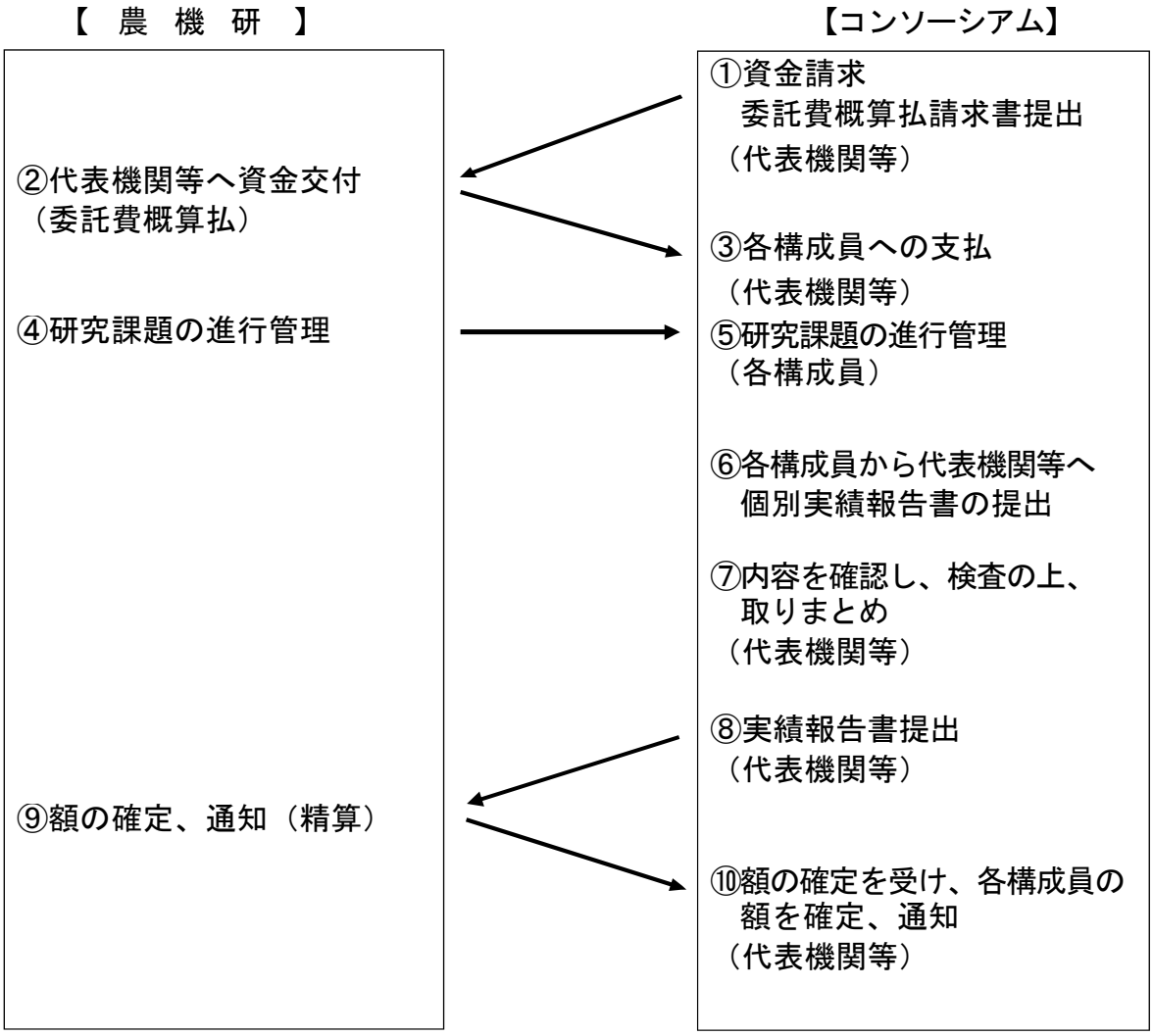

①委託費概算払請求書の提出［コンソーシアム］

代表機関等から農機研へ委託費概算払請求書を提出していただきます。

②委託費概算払［農機研］

農機研では、当該請求書に基づき資金交付（委託費の支払）を行います。

③各構成員への支払［コンソーシアム］

コンソーシアム内の各構成員への支払については、コンソーシアムの規程、協定書、あるいは、共同研究契約書等に基づいて行っていただきます。

④⑤研究課題の進行管理［農機研］［コンソーシアム］

代表機関の研究実施責任者には、コンソーシアム内の連携体制を整備し、研究課題の進捗状況の整理、実施計画案の作成等にご協力いただきます。なお、農機研が開催する農業機械技術クラスター関連会議に参加いただくことがあります。

⑥各構成員から代表機関等へ実績報告書の提出［コンソーシアム］

毎年度末、代表機関等から農機研に対して実績報告書を提出いただくに当たり、あらかじめコンソーシアム内で決められた期限までにコンソーシアムを構成する各構成員から代表機関等へ個別実績報告書を提出していただきます。

※各構成員から代表機関等へ提出する際には、各構成員において十分に内容を確認してください。

⑦代表機関等で実績報告書の内容を確認、取りまとめ［コンソーシアム］

代表機関等では、各構成員から提出された個別実績報告書（帳簿等の裏付け資料を含む。）の内容を確認し、自らの個別実績報告と合わせて取りまとめ、実績報告書を作成していただきます。

⑧代表機関等から農機研へ実績報告書の提出［コンソーシアム］

委託契約書に基づき、当該年度の実績報告書（帳簿等の裏付けとなる資料を含む。）を農機研に提出していただきます。

⑨額の確定、通知［農機研］

農機研では、提出いただいた実績報告書及び帳簿等の裏付け資料に基づき、内容を検査し、額の確定手続きを行い、提出いただいた代表機関等に対して確定額を通知します。

確定額に基づき、概算払済額との精算手続き（零精算、返還、支払）を行います。

⑩各構成員の額の確定、通知［コンソーシアム］

農機研から額の確定通知を受けた代表機関等には、コンソーシアムを構成する各構成員に対して額の確定、通知を行っていただきます。

○　委託契約書等の参考様式・ひな形等について

農業機械技術クラスターホームページ「様式ダウンロード集」へ、参考としてクラスター事業にかかわる様式やひな形等を掲載しています。

農業機械技術クラスターホームページ　様式ダウンロード集URL
https://www.naro.go.jp/org/iam/cluster/download/index.html

○　本契約手続きに関するお問合せ先

国立研究開発法人農業・食品技術総合研究機構　農業機械研究部門
農業機械技術クラスター事務局
住所　〒331－8537　埼玉県さいたま市北区日進町一丁目40番地２
電話　048－654－7019
問合せ先URL：**https://prd.form.naro.go.jp/form/pub/naro01/cluster_contact**